

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成28年 2 月 23 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 5 号

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条（第 2 項を除く。）及び第70条の規定に基づき、非常勤職員の公務上の災害（法第 1 条に規定する災害をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。			(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、非常勤職員の公務上の災害（法第 1 条に規定する災害をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。		
附 則			附 則		
(他の法令による給付との調整) 第 8 条 (略)			(他の法令による給付との調整) 第 8 条 (略)		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年 法 律 第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎	0.73	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年 法 律 第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75

		年金」という。)					
		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86			国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
		障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88			国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75			厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75			障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年	0.89			障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて国家公務員共済組合法	0.88

		<u>金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</u>				<u>（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	
障害補償年金		<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>	障害補償年金		<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.74</u>
		<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.83</u>			<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.74</u>
		<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>			<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
		<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>			<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
		<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>			<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.83</u>
		<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>			<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>
遺族補償年金		<u>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎</u>	（略）	遺族補償年金		<u>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	（略）

	年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）					
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84			国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88			国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	(略)			厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	(略)
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80			遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90			遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 (略)	2 (略)
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89
旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（他の法令による給付との調整に関する経過措置）
- 新条例附則第8条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下これらを「年金たる補償」という。）及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障がいを経由するものとするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を経由するものとするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障がいを経由するものとするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を経由するものとするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち平成24年一元化法附

則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第8条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の非常勤職員の災害補償に関する条例附則第8条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。